

平成28年第一回臨時会

八丈町議会議録

平成28年 11月18日 開会

平成28年 11月18日 閉会

八丈町議会

平成28年第一回八丈町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月18日)

議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
閉会時刻の決定	7
承認第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
承認第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
報告第5号の上程、説明、質疑	12
報告第6号の上程、説明、質疑	15
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
閉議及び閉会の宣告	43
署名議員	45

八丈町告示第66号

平成28年第一回八丈町議会臨時会を下記のとおり招集する。

平成28年11月14日

八丈町長 山下 奉也

- 1 期 日 平成28年11月18日(金) 午前9時
- 2 場 所 八丈町役場大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 承認第20号 専決処分事項の報告及び承認について(平成28年度八丈町一般会計補正予算)
 - (2) 承認第21号 専決処分事項の報告及び承認について(平成28年度八丈町一般会計補正予算)
 - (3) 報告第5号 専決処分事項の報告について(未納の町営住宅使用料の支払督促による訴訟及び和解について)
 - (4) 報告第6号 専決処分事項の報告について(未納の町営住宅使用料の支払督促による訴訟及び和解について)
 - (5) 議案第64号 平成28年度八丈町一般会計補正予算
 - (6) 議案第65号 和解について
 - (7) 議案第66号 三根公民館建築工事請負契約
 - (8) 議案第67号 三根公民館機械設備工事請負契約
 - (9) 議案第68号 大賀郷小学校プール改築工事請負契約

応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君
14番	土屋博君		

不応招議員（なし）

平成28年第一回八丈町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成28年11月18日（金曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 閉会時刻の決定
- 第 4 承認第20号 専決処分事項の報告及び承認について（平成28年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 5 承認第21号 専決処分事項の報告及び承認について（平成28年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 6 報告第 5号 専決処分事項の報告について（未納の町営住宅使用料の支払督促による訴訟及び和解について）
- 第 7 報告第 6号 専決処分事項の報告について（未納の町営住宅使用料の支払督促による訴訟及び和解について）
- 第 8 議案第64号 平成28年度八丈町一般会計補正予算
- 第 9 議案第65号 和解について
- 第10 議案第66号 三根公民館建築工事請負契約
- 第11 議案第67号 三根公民館機械設備工事請負契約
- 第12 議案第68号 大賀郷小学校プール改築工事請負契約

出席議員（13名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君

14番 土屋 博 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 下 奉 也 君	副町長兼 産業観光 課長 事務取扱	持 丸 孝 松 君
公営企業 管 理 者	關 村 三 男 君	教 育 長	佐 藤 誠 君
消 防 長	瀬 筒 穰 君	総務課長	山 越 整 君
企画財政 課 長	佐々木 眞 理 君	主 幹 (企 画 財 政 課)	菊 池 正 勝 君
税務課長	佐 藤 真 一 君	主 幹 (税 務 課)	川 上 明 和 君
住民課長	奥 山 拓 君	福祉健康 課 長	高 野 秀 男 君
課長補佐 (福祉 健康 課)	田 村 久 美 君	建設課長	菊 池 良 君
主 幹 (建設課)	瀬 筒 国 治 君	課長補佐 (建設課)	八 洲 進 君
主 幹 (産 業 観 光 課 兼 教 育 課)	笹 本 博 仁 君	企業課長	沖 山 昇 君
病 院 事 務 長	奥 山 勉 君	教育課長	福 田 高 峰 君
会計課長	和 田 一 宏 君	企 業 財 政 主 幹 面 係 任	沖 山 晃 君

事務局職員出席者

事務局長	浅 沼 房 徳 君	主 幹	高 橋 太 志 君
書 記	水 野 滉 人 君	書 記	小 栗 光 太 郎 君

○議長（土屋 博君） おはようございます。

議会開会前に、委員長、副委員長の任期満了に伴う、10月31日に開催いたしました総務文教委員会、経済企業委員会、議会運営委員会において、委員長、副委員長を互選いたしましたので報告いたします。

総務文教委員会委員長、山下 崇君、総務文教委員会副委員長、山本忠志君。

経済企業委員会委員長、奥山博文君、経済企業委員会副委員長、岩崎由美君。

議会運営委員会委員長、奥山幸子君、議会運営委員会副委員長、菊池睦男君。

以上です。

総務文教委員会委員長、山下 崇君、自席にて就任の挨拶をお願いいたします。

○総務文教委員会委員長（山下 崇君） 皆さん、おはようございます。

前期に引き続きまして、残りの2年間も総務文教委員長を務めさせていただくことになりました。

総務文教委員会、大変広い範囲を受け持っておりますが、その中でも教育であるとか、防災であるとか、資料館の問題であるとか、大きな問題を山積しております。また、国保も目前に統合が迫っております。そんな中、このような大役いただきまして、しっかりと務めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 続いて、経済企業委員会委員長、奥山博文君、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

○経済企業委員会委員長（奥山博文君） おはようございます。

山口英治前委員長の後を継ぎまして、2年間、経済委員会委員長を務めさせていただきます。

町の財政も、また町の各企業会計も、それで島の産業、経済、大変低迷しておりますので、少しでも改善できるよう一生懸命努力させていただきますので、また、各経済委員会の委員の皆様方と議論しながら島の発展に努めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 続いて、議会運営委員会委員長、奥山幸子君、自席にて就任の挨拶をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（奥山幸子君） おはようございます。

2年間、務めさせていただくことになりました。

今の議会運営については、議員も執行部の方々も満足している状況ではないと思うんです。

議員の立場からすれば、以前よりずっと発言の量というか質というか、そういうのが少なくなっているなというふうに感じています。また、執行部に対しては、失礼なんです、議員の質問に対してかみ合った回答が得られない、検討するという言葉ばかりが飛び交うような議会であってはならないなと思っています。こういう状況を1つでも2つでも改善できたらいいと思っております、具体的に1つでも2つでも改革していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 続いて、町長より報告がございます。

町長。

○町長（山下奉也君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、臨時議会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。

先日の産業観光課長の逝去に際しましては、皆さん、大勢の方がご出席いただきまして、参列いただきましてありがとうございます。

そういう中で、課長の席を空席にするわけにはいかないということで、11月9日付で副町長を産業観光課長の事務取扱とすることといたしました。その後のことですが、できるだけ早く人事の関係は対応したいと思っております。12月議会に向けて、新しい課長ではどうかとか、またいろんな問題がありますので、12月か1月には管理職の異動をやりたいと。通常であれば4月ですけれども、その間、空席といえますか、事務取扱ではまずいと考えておりますので、皆さんのご協力をよろしく願いいたします。

以上です。

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋 博君） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第一回八丈町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、企業管理者、教育長ほか、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可しております。

（午前 9時05分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に12番、13番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎閉会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、閉会時刻の決定でございますが、会議終了次第閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎承認第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、承認第20号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 書類番号1をお願いいたします。

承認第20号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成28年11月18日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年9月9日、八丈町長、山下奉也。

次の補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度八丈町一般会計補正予算。

平成28年度八丈町の一般会計の補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,135万円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(菊池正勝君) はい。

平成28年9月9日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、8月下旬の台風による災害復旧費の補正でございます。

歳入、17繰入金1,200万円の増、1基金繰入金1,200万円の増、財政調整基金繰入金の増でございます。

以上、歳入合計、補正前の額75億2,935万円、補正額1,200万円、計75億4,135万円。

次のページをお願いいたします。

歳出、11災害復旧費1,274万円の増、1公共土木施設災害復旧費282万4,000円の増、町道及び公営住宅、八丈プラザ公園、南原スポーツ公園の災害復旧費の補正でございます。

2農林水産業施設災害復旧費201万9,000円の増、農道、林道、牧場、中之郷の展示温室等の災害復旧費の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3厚生労働施設災害復旧費52万1,000円の増、保育園、福祉作業所、温泉の災害復旧費の補正でございます。

4その他公共施設災害復旧費401万6,000円の増、旧末吉小学校プール、底土海水浴場の監視所、災害ごみの処理費等の補正でございます。

5文教施設災害復旧費336万円の増、富士中学校、富士野球場、富士ゲートボール場、歴史民俗資料館、榎立・末吉屋内運動場、教育相談室、給食センターの災害復旧費の補正でございます。

次のページをお願いします。

14予備費74万円の減。

以上、歳出合計、補正前の額75億2,935万円、補正額1,200万円、計75億4,135万円。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第4、承認第20号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、承認第21号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） ただいま承認いただきました補正予算書の次のページをお願いいたします。

承認第21号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成28年11月18日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年11月2日、八丈町長、山下奉也。

次の補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度八丈町一般会計補正予算。

平成28年度八丈町の一般会計の補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,535万円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(菊池正勝君) はい。

平成28年11月2日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、担い手研修センター整備工事及び9月、10月の雨の災害復旧費の補正でございます。

歳入、17繰入金400万円の増、1基金繰入金400万円の増、財政調整基金繰入金の増でございます。

以上、歳入合計、補正前の額75億4,135万円、補正額400万円、計75億4,535万円。

次のページをお願いいたします。

歳出、6農林水産業費204万7,000円の増、3振興費204万7,000円の増、担い手研修センター整備工事の客土量の増によります増額でございます。

11災害復旧費288万1,000円の増、1公共土木施設災害復旧費288万1,000円の増、町道4路線の災害復旧費の補正でございます。

14予備費92万8,000円の減。

以上、歳出合計、補正前の額75億4,135万円、補正額400万円、計75億4,535万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

10番。

○10番(奥山博文君) 災害復旧ということで、専決処分していただくことは大いに結構なんですけれども、この11月2日以降、災害に伴うものというのかな、専決するようなものというのはいないですか。

○議長(土屋 博君) 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(菊池正勝君) 現在、12月補正に計上する災害復旧費はないと思います、

現在のところ。

ただ、山奥の道とか、後から見つかる可能性もありますので、今現在はないんですけども、はっきりないという状況ではない可能性もあります。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 台風の後、大雨が来て、檜立温泉に行く手前のほうの山道のほう、あれ上のほうがもう、個人の山になるんだけど、根っこが見えると。いつ崩れるかわからない。もしあそこ、車が通って、災害が起きると困るので、そういうところもよく見てもらいたいんですけども、そういう情報は入っていますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 今のところ入っていないということでございます。

（奥山（博）議員「確認」の声あり）

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 確認させるようにいたします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） 最後の5ページのところなんですけど、湯浜線道路災害復旧とあるんですけども、湯浜線というは檜立だと思うんですけど、どのあたりだか教えていただけますか。

○議長（土屋 博君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（八洲 進君） 湯浜線でございますが、これは檜立と中之郷地区にまたがっておりまして、檜立は温泉ホテル、ゴルフ場のあるところ、終点は中之郷の長楽寺を結んでいる線でございます。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、承認第21号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、報告第5号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 書類番号2番をお願いします。

報告第5号 専決処分事項の報告について。

平成28年11月18日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、支払督促による訴訟について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年9月15日、八丈町長、山下奉也。

未納の町営住宅の使用料の支払督促による訴訟及び和解について。

本件は、未納の住宅使用料の徴収のため支払督促を申し立て、異議申し立てにより通常訴訟に移行し、納付方法等について和解をいたしました。

納付方法は、訴訟費用と合わせて64万1,864円を毎月平成28年9月から1万3,000円ずつ、平成29年9月から平成33年8月まで1万円、端数の5,864円を平成28年9月分に上乗せして支払うと同時に、新たに発生する住宅使用料をこれとは別に毎月支払うことで合意いたしました。また、訴訟対象使用料の月々の支払いがされず、その額が3万9,000円に達した場合や新たに発生する使用料が3カ月分未納になった場合は住宅を明け渡すこともつけ加えて和解いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） この使用料の問題なんだけれども、新たにというと、まだこの方は未払い期間が20年から25年で、現在も住宅に入居されているという理解でよろしいですか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

- 建設課長（菊池 良君） 現在も入居されております。
- 議長（土屋 博君） 10番。
- 10番（奥山博文君） 結局、本人から徴収するのが一番ベストだとは思っただけでも、連帯保証人との関係はどうなっていますか、住宅の関係で。
- 議長（土屋 博君） 税務課主幹。
- 税務課主幹（川上明和君） 連帯保証人もいらっしゃいますが、基本、使用料未納の場合は本人から徴収するということで原則対応しております。
- 議長（土屋 博君） 10番。
- 10番（奥山博文君） これ、こういうことがあるということは、もちろん連帯保証人のほうにも知らせているわけですね。
- 議長（土屋 博君） 建設課長。
- 建設課長（菊池 良君） ご本人が払っていただく見込みがなくて、そういう場合は連帯保証人に通知を出して払っていただきますけれども、ご本人が払う意思を示しているときは、まずご本人からということで、連帯保証人にはお知らせはしておりません。
- 議長（土屋 博君） 10番。
- 10番（奥山博文君） 連帯保証人というのは、結局、これが、金額が60万余りでしょう。一遍に本人が払わないからよろしく払ってくださいと言われても、今度保証人になっている方が大変困るんですね。何か月たったら、确实、保証人さんに知らせるとか、そうしないと、はい、100万以上たまりました、本人が払いませんから、あなた連帯保証人だから払ってくださいというやり方は、これだけ長期滞納、結局、行政側もそれをさせていたわけだから、連帯保証人さんには滞納が何か月かたったら連絡するというやり方、今全然やっていないと。やっていないですか。
- 議長（土屋 博君） 建設課長。
- 建設課長（菊池 良君） ご本人が見つからないですとか、そういう場合は通知しますけれども、ご本人の所在しているときにはまだ通知はしておりません。
- 議長（土屋 博君） 10番。
- 10番（奥山博文君） 本人がどうのこうのじゃなくて、3カ月滞納があった場合は連帯保証人さんにそれなりに知らせるべきだと、今これだけあなたが連帯保証されている方が3カ月住宅費を滞納していますと、そういうやり方をやっていかないと大変だと思うんだけど、連帯保証人さんのほうから本人に払ってくれよと、そういう話もしやすいと思うんです

よね、二、三カ月ぐらいだったら。これだけたまって、本人が払わないから、あなた連帯保証人だから、もちろん払う義務はあるけれども、前も議論になったことあるんだけど、それは行政側の完全な怠慢だと。3カ月で何か決まりをつけないと。どう思いますか。

○議長（土屋 博君） 建設課長、コンプライアンスをちゃんと法令遵守するようにしてほしいと言っているわけだから、やりますと言えればいいじゃない。

○建設課長（菊池 良君） 催告書ですとかを出すタイミングに多分可能であると思いますので、連帯保証人の方にも通知するようにいたします。

○議長（土屋 博君） いいですか。

ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） 今まで保証人弁済をしたケースというのはあるんですか。直近であれば、何年度に何件とか、そういうようなデータがあれば報告してください。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） すぐには何人分何件とはお答えできないんですけれども、たしか、26年度に保証人の方に2件ほど支払っていただいたケースがございます。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 専決に上がってくるのは、相当悪質なのか、あるいは病気とか、いろんな事情が、失業とか、あるかと思うんですけれども、これ督促だけを出して、いきなり裁判での解決をしているんでしょうか。それとも接見して、その場で、滞納が増えないように、そういう行動といたしますか、しておりますでしょうか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 必ず裁判に移る前にご本人にお会いして、改善する見込みはないのかですとか、お話ししてから、今の状況ではやむを得ないといえますか、町の側からとしては裁判に移らせてもらうということで、お話ししております。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 恐らく払えなく、いろんな事情があるかと思うんですけれども、高額になってしまうとなおさら払えないわけですね。その辺を考えると、なぜ払えなかったのかとかを十分考えて、何か対応ができればしていただきたいと思いますが。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですね。

（山下議員「要望です」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第6、報告第5号 専決処分事項の報告については終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、報告第6号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） ただいまの報告第5号の次のページをお願いします。

報告第6号 専決処分事項の報告について。

平成28年11月18日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、支払督促による訴訟について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年9月15日、八丈町長、山下奉也。

未納の町営住宅使用料の支払督促による訴訟及び和解について。

本件は、未納の住宅使用料の徴収のため支払督促を申し立て、異議申し立てにより通常訴訟に移行し、納付方法等について和解をいたしました。

納付方法は、延滞金及び訴訟費用を合わせて28万4,764円を毎月平成28年9月から平成28年12月まで1万円、平成29年1月から平成29年7月まで3万円ずつ、平成29年8月に残金3万4,764円を支払うと同時に、新たに発生する住宅使用料をこれとは別に毎月支払うことで合意いたしました。また、訴訟対象使用料の月々の支払いがなされず、その額が6万円に達した場合や新たに発生する使用料が3カ月分未納になった場合は住宅を明け渡すことも加えて和解いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 和解内容で支払い方法があるんだけど、これ28年9月、10月というのはもちろん入っているわけですよ。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 入っております。

○議長（土屋 博君） 2番。

○2番（浅沼憲春君） まず、この期間ですけれども、10カ月ということで、未納が27万6,000円ということは月2万7,600円、それで、支払いの和解の内容なんですけど、29年1月から29年7月まで3万とありますけれども、2万7,000円が払えないものを3万円というのは、これ払えるということで和解に至ったかどうか、その経緯を教えてください。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） この和解内容ですが、まず最初に、12月まで1万円というのは、ほかに支払いがあるということで難しいということで、それ以後であれば3万円ずつ支払えるということで、本人は納得して合意しております。

○議長（土屋 博君） 2番。

○2番（浅沼憲春君） それはわかりますけれども、この27年11月から28年8月までの10カ月で27万6,000円ということは、月当たり2万7,600円の家賃でよろしいんですか。もしそうであれば、今言った1万円の次が来年の1月から3万円ということになると、5万7,000円の支払いになりますけれども、この5万6,000円、3万円加算したことで支払いが可能かどうかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 月々の内容ですが、27年度の月額が2万5,900円、28年度は2万9,300円になっております。それで、払えるか払えないかということは、一応我々の経済状況を調査した中では可能であると思われまして、それで本人も納得して合意しております。

○議長（土屋 博君） 和解だから。

（浅沼議員「可能かどうか、その和解の内容が妥当かどうかという考えで聞いています」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 公営住宅の家賃が数年前に上がって、その分で結構払いにくくなった

り出ていたりしてしまった人もいるかと思うんですが、その家賃が改定された後、やっぱりこういうケースが増えたのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 現在のケースは、過去の古い滞納額の整理でございまして、家賃が高くなって滞納してしまうという方はほとんどございまして、やはり高いので町営住宅を抜けるという状況でございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） これは町の条例とかじゃないのでなかなか難しいとは思いますが、やはり全国同じような一律な法律であるから、その地域ごとの給与体系とか、そういうもので家賃が決めるわけではないんですけども、やっぱり本来、そういう低所得者の皆さんとか、住みにくい人が町営住宅に入るというのが本来の目的だと思うんですが、何かその辺で町としての考え方とか、これ上の法律だから難しいとは思いますが、何らかの考えはありますか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 収入に係る部分の家賃の算定方法というのは、八丈町で勝手にといますか、変えられるところではございませんけれども、昨年ですか、1番議員さんのほうから、高校扶養者の子供がいる世帯をもっと手厚く補助ができないかということで、最初、補助金の、超過世帯には出したらいいかというご提案があつて、それを検討して、補助金は出せないんですけども、中学生までのお子さんがある世帯は控除がありまして、収入を超過してもその分控除で所得を下げられるという方法がありまして、それを高校生まで延ばすという方法は行っております。

ただ、ほかにまだ方法はないかということで、それはまた今後の考えていかなければならない課題だというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 今回、この2件、家賃未納で和解したんですけども、家賃滞納、30万円以上、何件ぐらいいますか、今。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 平成27年度の決算ベースでお答えしますが、その時点で滞納者が30名おりまして、30名のうちの30万円以上の滞納額がある世帯は10世帯でございます。

（奥山（博）議員「最高額」の声あり）

○建設課長（菊池 良君） 最高額は117万5,000円です。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これが現実なんだよね。117万5,000円、その方はこれからどのような対応をされるつもりですか、高額の滞納者に対して。だから連帯保証人、前もって連絡してくればここまでたまることなかったんだよ。これどのように対応しますか、これから。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） この方は分納を開始しております。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（奥山（博）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第7、報告第6号 専決処分事項の報告については終わります。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第64号 平成28年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 書類番号3をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第64号 平成28年度八丈町一般会計補正予算。

平成28年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,335万円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課主幹（菊池正勝君） はい。

平成28年11月18日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、職員の免職処分取り消しに係る和解金等の補正でございます。

歳入、17繰入金800万円の増、1基金繰入金800万円の増、財政調整基金の繰入金の増でございます。

以上、歳入合計、補正前の額75億4,535万円、補正額800万円、計75億5,335万円。

次のページをお願いいたします。

歳出、2 総務費830万6,000円の増、1 総務管理費830万6,000円の増、免職処分取り消しに係る共済組合負担金及び特別負担金及び取り消しの和解金の補正でございます。

14 予備費30万6,000円の減。

以上、歳出合計、補正前の額75億4,535万円、補正額800万円、計75億5,335万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑は歳入歳出一括でお受けいたします。

それでは、質疑をお受けします。

6 番。

○6 番（山下 崇君） 総務課長には、大変苦勞されたと思うんですけども、ちょっとこれは次の和解の部分とセットになっていると思いますのでお伺いしますが、この和解金の部分で、708万円ですか、であるとなっておりますけれども、ちょっとこれでは説明が不十分で、何か月分の、これは、支払い義務がある、次の和解についての文書の中で、和解内容について708万3,292円の支払い義務があることを認めていますけれども、これは何か月分で、給料表上の基本給は幾らであるのか、その辺の説明がないですね。

このままですと、新人の方がこれだけもらうのかというようなことになってしまいます。ここの部分では、例えばこれ、和解について損害賠償であるとか、そういうものが含まれているかどうかというのがここから読み取ることができません。ですから、ちょっと丁寧に説明してください。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） それでは、まずはこの補正予算に上がりました708万4,000円というところ、ここの部分でございます。後の和解の関係のところでもご説明とは思っていたが、先にご説明をさせていただきます。

ここのところの補正でも書いてあるように、意味合い的には、まず和解金という、そういった意味合いで交渉をしております。

先方の和解とのお話の中で、何か月分というところでのまずはお話になりました。そのときに、基本的に今、先方との話で出てきたのが22カ月分、ですから1年と10カ月分というところの話になりました。この1年と10カ月分を何をもとにしてといったときに、本人のそのときの基本的な、いわゆるお給料関係、扶養手当と住宅手当も入っていますので、その住宅

手当含めて24万2,600円掛ける22というのがまずは基本的な算定になります。

それから、プラス、後ほどにも出てくるんですけども、身分の回復というところになりますので、先方として当然、ボーナス、賞与ですね。賞与というところでのプラスということになります。このときに、当然、今の24万2,600円という数字を基礎にしたボーナスの算定になります。本来であればボーナスの算定とかというのは、いろいろ成績だとかあるんですけども、これはもうあくまでも標準的な算定に基づいてということ、それからあと、ボーナス、夏と冬ありますけれども、これが2年にわたってというところになります。そうすると、今の算定基礎の24万2,000円の関係で期末手当2年分というところに計算すると174万6,092円というふうになります。

ということで、今の24万2,600円から算定して、合計が708万3,292円というのが導き出されるというのが、まずは算定の基礎になります。

このところが先方との、実際はお給料ということ算定の基礎にはしているんですけども、性格上は和解金ということになるので、これが我々としては、和解の金額的などころでは譲歩できる限度ということで交渉しました。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） よくわかりました。

ここは補正で、これが通らなければ次に進めないと思いますので、内容はよくわかりました。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（山下議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 結局、補正というのは、次の4番、和解金の話と、これちゃんと一緒にやらなくちゃいけないと思うんだよね。ただ予算だけ通して、予算は通しましたと。通ったら、次、どんなこと言ってもだめなわけですから、まず、この地方公務員法である条件つき採用期間、こういうのがあって、それを不可として町は判断して免職処分にしたわけですよ。

この地方公務員法によって、この条件つき採用期間、これほかの自治体、東京都も含めて、こういうことはあって、もし免職した場合、東京都がだめですと、東京都も支払っていますか、こういう、もし条件があった場合、ほかの自治体、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 当然、我々もこういった事例、初めてということもあって、いろいろなところの事例等もお話を聞きました。

東京都もやはり同じように条件つき採用期間で不可とした場合には、訴訟に移行して、いろんなパターンが多分あります。訴訟に移行して、今回のように、訴訟になる前に和解というパターンもあると。それから、あとは訴訟に移行して、裁判、裁判になって、その裁判での、当然勝ち負けがありますので、勝ち負けになって、もし負ければ当然、身分の回復ということですから、その時点から処分があった日までさかのぼって身分を回復してお金を払うという、そういった和解とかお金の支払いの仕方をしているということでの、我々もそれに倣ってやっております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） というのは、我が町は裁判をやれば負けると、そういう裁判所の合意条項、これが示されたということですよ、我が町の場合は。

それで、本当、これから大変だと思うんですよ、採用するのに。昔の日本と違って、訴訟の多い国になってしまったので、これから先、職員を採用するとき、何かこれからこうするんだと、そういうのは出ていますか、こういう問題が起きてから。職員を採用するときの改革じゃないけれども、これこれこうで、面接がどうで。もうこれからこういうこと、結構起きてくると思うんですよ。大変だとは思いますが、職員採用のときの案、新しく。ただ、職員を採用してこうだから、和解金払って、はいそれで終わりというわけじゃないと思うんだけど、そういうところは執行部というか、町長、副町長あたりはどのようにお考えですか。

○議長（土屋 博君） 副町長。

○副町長兼産業観光課長事務取扱（持丸孝松君） 私も長い間町役場にお世話になっていますが、本当、初めてのことで、大変皆さんにご迷惑をかけるということですが、やはり試験のときは、面接、筆記試験、またやる気ということで、委員5人で分野を分けて、やる気の問題とかで性格からいろいろ勘案して試験をやっていますが、やはり試験を受けるときには、皆やる気があって、島のためということでもありますし、その中で、その子がどうかということで、その見きわめでは5人の採点でいろいろ合格点を出してございます。

そういう中で、今、島で、町の中で職員の採用試験をやっていますが、年間、本当、四、五回やっています。その採用試験にも島内からの応募もなかなかなくて、島外から大勢の方が応募していただきますが、その中で、我々としては最善を尽くしてやっています。

ますが、やはり見抜けなかったところということと、そういう職員の育て方、きのうも精神面のメンタルヘルスということで、管理職、係長、みんなで職場でも考えようということで、研修会も管理職全員、東京都で受けてございますが、やはり島外から来ると精神面で弱いところもあるでしょうし、事務ばかりで島の人との対応で疲れるとか、そういうことがあるかと思いますが、やはり職場で、私も今月の9日からですか、産業観光課のほうと力を合わせて理解し合ってコミュニケーションをとってやっていかないとという気持ちはありますが、そこでどれだけみんなが一つになれるかと、大変難しいことがあろうかと思いますが、年代差もあるし、地域差もあるし。

そういう中で、この方は入って、本当、議員の皆さんが、法令にのっとって何だかんだということがありますが、6カ月でこういうことが起きて、また初めてこういう対応があるということは、本当に自分たちも大変驚いてございますし、改めて、また採用試験、委員会、そういうものをどのようにするか、迷ってはございますが、もう一回みんなで力を合わせて考えて採用試験、その採用にも臨みたいと思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 私も博文議員と同じような考えを持ってしまして、こういうことがあると、次、大変だなと思うんですね。

それで、もし、単純な疑問として、裁判になった場合に何年ぐらいかかるのか、あるいはどのくらいお金がかかるのか。これで結局町の負担は800万を超えていますよね。それ以上かかるものなのか。その経緯を聞きますと、何で22カ月分ということが、もっと早くこの人は不服を申し立てなかったのかというのも不思議なんですよね。その辺も私、理解、何かできないなと思っていて。

そこで、裁判を起こしてやってみる方法というのはなかったのかなと思うんですけども、単にこのまま払ってしまっって、補正は通ると思うんですけども、こういうこと、本当に、町として、そんなにミスがあったのかなと思うんですね。試験期間の中のことでですから、当然のことだと思うのに、こういうことがまかり通るのかなとすごく不信感があるんですけども、その辺は、課長、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） まずは、仮に裁判になった場合といったところになりますけれども、この点については、いわゆる交渉事のところの話ですので、ちょっとこの場でお話をというのは控えさせていただければというふうに思います。

(「休憩」の声あり)

○議長(土屋 博君) 休憩いたします。

(午前 9時55分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前 9時58分)

○議長(土屋 博君) 8番。

○8番(岩崎由美君) 私も人材育成に関して何回か質問させていただいて、やはり今、町に職員として希望する人が非常に少ないという背景はあると思います。一旦入って、問題があると、なかなか最初の採用試験で見抜けないとか、評価できないという部分も多々あると思うんですが、そのあたりについては、博文議員もおっしゃっていったように、ちゃんと採用をきちんとできるような体制を整えてほしいと思います。

先ほど副町長のほうが、入ってからいろんなメンタルのこともあるというような話だったんですが、こういう方が入って、いろんな、多分この不良と判断された問題、いろんなことがあったと思うんですが、それに対してのいろいろ指導とかあったと思うんですけれども、どういうふうに指導したのかということと、それから、今またそういうふうに庁内で問題を抱えていたり、メンタル的に、きのうやられたようなことで、どういうふうにこれからそういうことをフォローしていくかということについてお伺いいたします。

○議長(土屋 博君) 総務課長。

○総務課長(山越 整君) まず、今のこの案件に関しての個別の指導の件は、またちょっと詳細なところはこの場では控えさせていただきます。

全体的な一般論としての話ということで、メンタル的なところの話があったと思いますけれども、最近の傾向として、やはりいろんな世代の状況が多分反映されていると思いますけれども、なかなか、いろんな要素があります。メンタル面の弱さの面も当然ですし、それからあとコミュニケーション能力、そういった点も、やはり面接のときというよりは、実地で、そこそこに配属をしてからではないと、いろんなコミュニケーション上どういった障害が、障害と言ってはちょっと変ですけども、コミュニケーション上うまくいかないところがあるかとかというのはなかなか見抜けないところになります。

我々、今、採用試験のときに、参考ということなんですけれども、民間さんの適性検査、

こういったものも今導入をちゃんとしています。その適性検査によって、その答え方がちゃんと本人の意思をあらわしているかどうか、それから、その答え方をちゃんといろんな分野で分析をします。事務能力の効率性とか、それからチームワークがどうだとか、性格的に内向的なのか外交的なのか、そういうのも含めて、今それを参考にしながらの試験の合否を決めるというようなやり方をやっていますので、そこの部分の世界と、あとは実際の現場で配置をしたときに、その職員がどういう特性を持っているかというところで、今度はそこそこで、やはりある程度は現場でのOJTという部分もやっていかないといけないというところが今の現状というところで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(「休憩を」の声あり)

○議長(土屋 博君) 休憩いたします。

(午前10時02分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時04分)

○議長(土屋 博君) 8番。

○8番(岩崎由美君) 今回、基金ということで予算が出ているんですが、ほかの地域の事例で、こういった、こういったときの対処のお金の出し方をしているか、もしおわかりでしたら教えてください。

○議長(土屋 博君) 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(菊池正勝君) そのときの補正、こういうことは多分補正予算、当初からのせるのは多分ほとんどないと考えておりますけれども、そのときの各自治体の状況で、例えば、今回はこの和解金の補正だけでしたので、ほかの不用額とかを回すというような財源の振り替えということができない状況で、こちらは財政調整基金から繰り入れたということでございますので、他の自治体もそういう状況であるので、まだほかの自治体のことはわかりませんが、そのときの自治体の状況で財源は調達するというふうに考えております。

(岩崎議員「わかりました。ありがとうございます」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第64号 平成28年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、議案第65号 和解についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） それでは、書類番号4番をお願いいたします。

議案第65号 和解について。

上記議案を提出する。

平成28年11月18日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。東京地方裁判所、平成27年、第461号、分限免職処分取り消し請求事件に関し、東京地方裁判所から提示された合意条項案に基づき和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出します。

ページをおめくりください。

和解についてというところで、一応、再度、一番下の経過のところから先にお話をします。

町は、平成26年8月1日付で相手方を職員として採用し、地方公務員法第22条第1項の規定により条件つき採用期間の成績を不良と判断し、平成27年1月31日付をもって免職処分とした。相手方はこの処分を不服とし、処分の取り消しを求め、東京地方裁判所に訴状を提出した。東京地方裁判所による訴訟準備手続を経て、裁判所から和解に向けた合意条項案が示されたというところでの和解になります。

ということで、これ、和解の案は、全て東京地方裁判所からの話、それからあと、当然、我々としてのめるところ、のめないところの部分でいろんなやりとりをして、これに落ちついたというところになります。

和解の相手方ですが、今現在は長野県在住という、そういったところです。

和解の内容については、1号から7号までありますけれども、この和解というのは、先ほども言ったように、身分の回復というところをすることになりますので、去年の1月31日までさかのぼって身分の回復というふうになります。

それからあと、相手方としては、当然、その回復だけが目的の話ですので、この和解が成立をすれば、この11月30日付で退職という、その届けを出すということでの和解になります。

それからあと、先ほどのお金の件に関しては、4号のところに書いてありますように、給与及び期末勤勉手当ということでの708万3,292円ということでの先ほどの補正になります。

今度、5号に、ちょっといろいろ文言が書いてありますけれども、ここから相手方、この708万から、当然、性格的には和解金ということではあるんですが、我々、いろんな税金関係、それからあと、後にも出ますように、共済の関係の向こうからの要望がありましたので、共済の関係が出てくると、本人の共済の関係の負担金の控除というのが出てきます。ですので、税金と、今、我々が今回引かなければいけないのは税金、これ所得税です。それからあと、共済関係の本人の負担分ということで、これを引くと、この708万のところから引きますので、本人には約580万ということでお支払いをするような状況になります。

プラス、本人、今、長野県に在住していますので、その住所地の市町村に、今度は住民税、ここから払うということになりますので、そういったものを引きますよというのが第5号に書いてあります。

それからあと、6号で書いてあるところが、今ちょっと言いましたように、東京都市町村職員の共済組合ということで、いわゆる保険ですね。保険とかの資格も回復してくれという要望でしたので、さかのぼって保険の回復をするというようなことになります。

ということで、これをやると、第7号に書いてあるように、本合意条項に定めるほか、何ら債権、債務がないことを相互に確認することになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 経過の中で、その条件つき採用期間、これもっと強いものにしないと、これ各自治体の問題だと思うんだけど、免職処分したとき、面接でしっかりまずやって、それでもだめだったとき、免職した場合、またこういう事例が起きかねない。何か案はないんですか。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） ここにも書いてあるように、地方公務員法で、親法として決まっていることに従っているというところなので、あと次、考えるのであれば、町が独自にそういった条例とかというのはあるのかもしれませんが、なかなかそれは、今度、いわゆる労働者との関係もあるので、これ以上のところを踏み込んでというのは、多分、今まず難しいんじゃないかというふうに思います。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 要望です。

3点あるんですけども、まず1点目は、今、世の中全体が、外国はわかりませんが、我が国の場合、非常に被雇用者側に有利な世の中になっているんですよ。労働者向けに幾らでも力をおかしますよと、あなた損していないですかと。ネットで調べたりすると、あなた不当な解雇されていませんか、あるいは不当な雇用条件じゃないですか、私が解決しますよと、そういうサイトいっぱいですよ。だから、町も島外からの職員が3割を占めているというようなことですので、それは、ある意味結構なことだと思うんですけども、今回のこういうこともなきにしもあらず、今後も。まず、そのような世の中になっているということをしっかり認識してもらいたいということが1点、要望ですね。

もう一点は、今、博文議員が言われたとおりなんですけれども、採用時の採用選考の厳正化といいますか、もうちょっと厳しくその人の適性能力というんですか、その辺をスタートのときに試験してもらいたいということが2点目の要望です。

それから、3点目は、私は教育者上がりなものですから思うんですけども、やっぱり教育も大事だと思うんですよ。今のお話を伺っていると、各課の係長さん、あるいは課長さん任せで、そこでその人が全部やらなきゃいけないというふうなことではなくて、例えば、新人が来た場合、ある一定の期間は、新人育成プロジェクトチームなり、何かそういう特殊な教育専門の人たちがいて、一定期間、その人のもとでしっかり教育するというふうな、教育という言葉は役所では当たらないかもしれないんですけども、新人育成のための訓練のチャンスがあってもいいんじゃないかなど。

これは、一応3点なんですけど、非常にやっぱり708万円ですか、こういう大きな授業料だと思うんですよ。今後、一切こういうことがあっちゃいかんと思うんです。またあつたらちょっとまずいと思うので、ぜひしっかり頑張ってもらいたいと思うんですけども、3点、要望です。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

（山本議員「何かコメントありますか」の声あり）

○議長（土屋 博君） 執行部、答弁できるのであれば答弁してください。

副町長。

○副町長兼産業観光課長事務取扱（持丸孝松君） やはり、今の社会、そういうふうな状態ということは私も認識しておりますし、やはり私も議員さんと同じ、最後まで争うべきだという意見の1人でもあったんですが、やはり長引けば、それに携わる職員がずっとそれに携わってしまって、ほかの仕事ができないと。大変あってはならないことができたので、本当、このようなことがないように、これからも本当に十分、自分たちも身を引き締めて試験に臨みたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 職員の採用は副町長が先頭に立ってやられていると思うんですけども、町長の考えもちょっとお聞かせください。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 採用試験の部分では、今副町長が言いましたように、副町長をトップに、管理職で試験委員会という形で実際やっておりますけれども、採用してからも、やっぱりその上の人の言葉とか、そういう部分も相手をとる意味と上司が言った言葉ととり方によっていろいろあります。そういう部分でも今後気をつけて、そういう対応をしていかなければならないなと思っております。

本当に、細かい部分で、ここで言えない部分がいっぱいありますけれども、そういう日々の対応とといいますか、そういう部分が、やっぱり上にいる人は普通の言葉と思っても相手は受け方でいろいろ感じ方が違うという部分が今回いろいろありましたので、そういう部分を職員にも今後注意して対応とといいますか、対処してほしいなという部分では指導していきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 本当、これから大変だと思うんですよ。

ただ、今まであった議長、また小川議員、役場の先輩ですけれども、職員として、町に今まであった、役場の職員にあったいいものが薄れてきたのかなというのもあるんですよ。さっき言ったコミュニケーション不足だと思うんです。また、新しく入った職員の方も時代の流れで余り先輩とつき合いたくないみたいな、結構聞きますので、町の今まであったいい

ものをなくさないような形を持ってコミュニケーションをとっていただきたいと思いますので、また、がちがち、がちがち、町が新入職員に対して、上司が丁寧言葉ばかりしゃべっているようじゃ困りますので、ぜひともいいものをなくさないようにお願いしますよ。要望で結構です。

○議長（土屋 博君） 要望でね。今のは要望だそうです。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第65号 和解については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第66号 三根公民館建築工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号の5番をお願いいたします。

議案第66号 三根公民館建築工事請負契約。

上記議案を提出する。

平成28年11月18日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

三根公民館建築工事請負契約。

三根公民館建築工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的 三根公民館建築工事

2、契約の方法 指名競争入札による契約

3、契約金額 金3億3,681万9,600円

4、契約の相手方 東京都八丈島八丈町三根1948番地5

株式会社間仁田建設

代表取締役 間仁田聡

5、支出科目ですけれども、会計年度につきましては、平成28年度、29年度の2カ年の継続事業となっております。科目については省略をさせていただきます。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本工事の工期でございますけれども、平成29年12月22日までということで、工事期間は約13カ月を予定してございます。

工事内容につきましては、教育課長よりご説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 次の新三根公民館イメージ立面図をお願いいたします。

右側中ほどに施設の契約概要がございます。

建設場所、旧三根公民館の敷地、三根小学校の敷地の一部。敷地面積は2,608平方メートル。構造は鉄筋コンクリート造。建築面積は896平方メートル。延べ床面積は1,107平方メートル。駐車場台数は35台。

主な特徴としましては、主要施設は1階に集約します。三根出張所を併設しまして、外部からもトイレの利用が可能でございます。また、学校側から公民館2階へ出入りが可能となります。ただし、児童等の安全を考慮して2階の入り口には扉を設けるようにしてございます。また、公民館を既存の石垣部分に隣接させ、公民館外壁兼擁壁といたします。

裏面をお願いいたします。

図の右側になりますが、トイレでございます。その下側、出張所、トイレと出張所は土足対応となります。トイレは屋外からも単独利用できるようにしてございます。公民館ゾーンは上履きとし、玄関脇に下足コーナーを設けます。左の上部が集会室でございます。2つの利用団体に対応できるように2分割形式とします。備品につきましては隣接する倉庫室で対応いたします。和室1、2、図書館、会議室については一体及び3分割利用としまして、大小の会合に対応いたします。厨房には隣接の倉庫2を設置し、それぞれ外部からの搬出扉を設置します。図面はないんですけれども、2階は防災用品や地域行事用の倉庫、あと空調の

屋外機を置くスペースとなります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 昔はよく出たんだけど、八丈では決してないと思うんだけど、東京都の問題、豊洲の建てた、建築した問題で結構談合じゃないか、どうのこうのとテレビでも報道されていますけれども、決して八丈はないとは思っていますけれども、これ落札率はどれぐらいか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 落札率につきましては、99%ということでございます。

○議長（土屋 博君） ゆっくり見てください。

ございませんか。

7番。

○7番（菊池睦男君） これは、周りの建物とか道路の配置図がないから、どこが正面で、どのような位置になっているのかわからないんだよね。この最後のページの大小のプールについては、周りの道路とか、そういう配置がわかるんだけど、これじゃ全くわからない。どうしてこういうような図面になっているのか。

○議長（土屋 博君） 教育課長、平面図はなかったのか。

○教育課長（福田高峰君） 大変申しわけありません。周辺の図面も含めた図面については、今回は添付してございませんでした。

今後は気をつけたいと思いますけれども、一応、裏面の1階の平面図について、この出張所のところがあると思うんですよ。これが都道の側でございます。この反対側、集会所の外壁になっていますところが、こちらが三根小学校のプール側ということでよろしく願います。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 何で聞いたかといいますと、今、隣にあるもとの合月の食堂とこの当該地の間に防火用水もあるし、何かあそこの地形がどういうふうになっているのかなというのを見たかったので聞いているわけなんですけれども、どうなるのか、あそこは。

○議長（土屋 博君） 平面図は出せないのか。

（発言する者あり）

○議長（土屋 博君） コピーとれる原図はないのか。原図でやらないと、普通だったら北が上なんだけれども、これは、左が北なんだね。

（発言する者あり）

○議長（土屋 博君） ちょっと休憩します。

（午前10時29分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時45分）

○議長（土屋 博君） 引き続き質疑をお受けいたします。

7番。

○7番（菊池睦男君） こういう図面があるなら最初から出せばいいんですが、町有地と民有地の境界線がちょっとわかりづらいんだけど、今、課長に教えてもらったんだけど、そうすると、防火水槽は民有地にあるという、合月側のほうのあれでしょう、土地になるわけだから、防火水槽はもともと民有地に設置されていたということですか、それだけ。

○議長（土屋 博君） 消防長、防火水槽。

○消防長（瀬筒 穰君） 防火水槽、契約書があるはずなので、ちょっと確認をさせもらってもよろしいでしょうか。

（菊池議員「図面で見ると民有地と私有地の境界線があるわけでしょう、境界線が民有地のほうにあるから、当然、民有地じゃないのか」の声あり）

○消防長（瀬筒 穰君） それをちょっと確認させていただきたいんですけども。

（菊池議員「それを確認するのがこの図面でしょう」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質問する方は立ってください。

○7番（菊池睦男君） そうすると、この図面が構図でちゃんと設計されたものなんだろうけれども、民有地と、私有地との境界線があるわけでしょう、ここに。そうすると、これは公有地じゃないから当然防火水槽は民有地にあるのかということですよ。そういうふうに判読できるんだけど、それが違うのか。

○議長（土屋 博君） ちょっと今確認させますので、ほかの部分で質問してください。

これ、民有地の境界線はわかっていないのか。

(発言する者多し)

○議長(土屋 博君) 1番。

○1番(沖山恵子君) すみません、トイレのことについてちょっと確認なんですけれども、以前はそこに24時間対応の公衆トイレがあったんですけれども、三根公民館に併設するというところで取り壊されました。三根公民館、この図面を見ましても開館時のみ使用できるというような書き方になっているのですが、今後、あの周辺に公衆トイレはもうつくる予定はなく、そのままで終わってしまうのか教えてください。

○議長(土屋 博君) 教育課長。

○教育課長(福田高峰君) 先ほどもご説明したように、トイレにつきましては外部からも単独で利用できるということで、24時間開放ということで検討したいと思っています。

○議長(土屋 博君) 場所を教えてくださいよ。常時使える公衆便所は、ここで。

1番さん、わかりましたか。

1番。

○1番(沖山恵子君) 図面に、開館時のみ、閉館時は施錠と書いてあったんですけれども、では、この図面は違うということで、常にあいているという解釈でよろしいですか。

○議長(土屋 博君) 教育課長。

○教育課長(福田高峰君) はい。そういうことでよろしく願いいたします。

○議長(土屋 博君) いいですか。

(発言する者多し)

○議長(土屋 博君) 前の出張所と同じような場所で横にできていますから、ここへ。

(「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) よろしいでしょうか。

7番さん、いいですか、質疑ないですか。

(「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(発言する者なし)

- 議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第66号 三根公民館建築工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。
-

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（土屋 博君） 続いて、日程第11、議案第67号 三根公民館機械設備工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

- 企画財政課長（佐々木真理君） ただいまの図面の次でございます。

議案第67号 三根公民館機械設備工事請負契約。

上記議案を提出する。

平成28年11月18日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

三根公民館機械設備工事請負契約。

三根公民館機械設備工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

- 1、契約の目的 三根公民館機械設備工事
- 2、契約の方法 指名競争入札による契約
- 3、契約金額 金1億789万2,000円
- 4、契約の相手方 東京都墨田区墨田四丁目61番13号
沖山産機株式会社
代表取締役 沖山秀治

5、支出科目につきましては、会計年度は、本体工事と同様の平成28年、29年度の継続事業でございます。支出科目については省略いたします。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本工事の工期でございますけれども、本体工事と同様の平成29年12月22日までとなっております。

工事内容につきましては、教育課長よりご説明いたします。

- 議長（土屋 博君） 説明、教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 次のページの新三根公民館イメージ図をお願いいたします。

三根公民館建設工事に伴う機械設備としまして、空調設備、換気設備、浄化槽設備、衛生器具設備、給水排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備等の機械設備の工事を行うものでございます。

主なものとしましては、この図面にありますけれども、空調施設は、建物全体で18台エアコンを設置し、耐塩害仕様の室外機は2階の屋外スペースに設置いたします。また、浄化槽設備は、駐車場北側に83人槽の処理槽を設置します。また、浄化槽制御盤をブロー室に設置いたします。給排水衛生施設としましては、男子トイレは5つの小便器、4つの大便器、女子トイレについては6つの大便器を設置します。また、多目的に使用できるトイレも設置いたします。厨房ガスは、ガス給湯器としまして、厨房の外にプロパンガスの置き場を設置いたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） この機械設備、これ入札のあれじゃなくて、電気関係は契約金額が少ないから今回契約には載っていないのかな。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 電気工事も今回の工事とあわせて行いますけれども、電気設備については4,200万ということで、議会案件が5,000万以上ということで、今回は、議会のほうにはかけてございません。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 結局、この入札、工事と機械と電気、いろいろもろもろあるんだろうけれども、総額金額を教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 今回の建築工事、あるいは解体工事に係る費用としまして5億4,990万3,000円となっております。これ以外に、26年から27年度まで、業務委託設計とか測量等の、あるいは実施設計等を行いまして、その部分が3,511万、合計5億8,502万1,400円、今後、予算としましては、29年度に外構工事と、あと備品等の予算もありますので、その分も鑑みると6億3,300万ぐらいになるんじゃないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（土屋 博君） 6 番。

○6 番（山下 崇君） お伺いします。

三根地区は非常に住民も多くて、防災拠点としての意味合いも強いかと思います。そのため、上の小学校とも地面合わせていると思うんですけども、このトイレの数ですとか、それから、電気工事は別ということでしたけれども、自家発電装置とかは、ここはどうなっているのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 自家発電につきましては、今回は、この中には入ってございません。

以前、公民館の準備委員会の中で、そういう太陽光などの自然エネルギー利用について少々話題になった経緯もありました。しかし、イニシャルコストの問題や、あるいは三根公民館、施設が狭い、その中で、どういう駐車場とか、建物も狭い中で、より施設を広く使いたいという要望がありましたので、そっちを優先して設置をしないという方向で計画をしました。

以上です。

○議長（土屋 博君） 6 番。

○6 番（山下 崇君） ほかの公民館もあるわけですけども、島が1カ所だけ被災するとも考えられないので、それはちょっと今後の課題として、とても自然エネルギーでどうこうという問題ではないようなことになると思いますので、そこはちょっと教育で考えるべきことなのか消防なのか総務課なのかわかりませんが、横の連携をとって盤石な体制をしいていただきたいと思います。これは要望で結構です。

○議長（土屋 博君） 答弁いいですね。

（山下議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

（消防長「議長」の声あり）

○議長（土屋 博君） 先ほどの水槽関係で、消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 大変失礼いたしました。

先ほどの防火水槽の土地、町有地か私有地かについて確認がとれました。

防火水槽のある土地は町有地でございます。

以上です。

○議長（土屋 博君） 7番さん、よろしいですか。

7番。

○7番（菊池睦男君） そうすると、この平面図の土地の境界線が、これはおかしいということになります。

○議長（土屋 博君） 町有地と言っているから……

（菊池議員「だってこれが境界線……」の声あり）

○議長（土屋 博君） 消防長、答弁して。

（事務局長「教育課長」の声あり）

○議長（土屋 博君） 消防長の答弁、いいんでしょう。

（菊池議員「いや、それはいいんですが、さっきの図面の……」の声あり）

○議長（土屋 博君） はい、図面だったら教育課長にさせます。

教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 先ほどの図面の境界線につきましては、測量を行いまして、この公民館、教育の財産ということで測量した図面ということで、上のほうは消防のほうの用いている土地ということで、そういう図面ということでよろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 町有地の地番なんですけれども、三根公民館が347の1、防火水槽がある町有地は1695の2ということで、地番が分かれています。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

7番。

○7番（菊池睦男君） そういう内部のいろいろな問題があるでしょう。

私が聞いたのは、私有地と公有地の境界線がどこかということで聞いたんだから、ということがわかっているんだったら、そこをさらに、これ引き直さなければなりませんという答弁をすればいいんですよ。おのおのがそれぞれ教育財産である、こっちは地番が違うからどうのこうのではなくて、要するに、合月さんと町有地の境界がどこだということを私は最初から聞いているんだから、それに対する答えをしっかりとほしいというふうに思うんですけども、違いますか、議長。

○議長（土屋 博君） それじゃ、ちょっと持っていて、見せて、ちょっと納得しないから。
（発言する者多し）

○議長（土屋 博君） 消防長、調べてください。

本件は、三根公民館の件ですので、防火水槽は後でまたゆっくり話してください。
ほかにございませんか。

7番。

○7番（菊池睦男君） だから、それじゃまずいということなんですよ。つまり、駐車場が狭いわけでしょう。この防火水槽が町有地であるならば、もうちょっと効果的な運用をしたらどうかということになりますよ。ここにフェンスを張っちゃうわけでしょう。そうすると、防火水槽のほうはこれだけ残っちゃいますよ。そうすると、防火水槽だけをつくって、あとの空白地というのかな、そこが死に地になっちゃうんじゃないのか。だから、最初から効果的な運用がどう図られているのかということをお前は最初から質問しているんです。そのところが全然統一的な見解が出されていないんです、消防は消防、教育は教育。

そうすると、その防火水槽を含めて、ここの部分が空白地になって死に地になっちゃうということだってこれは考えられるんだけど、なぜそれじゃ、駐車場をもうちょっと広く、防火水槽を残した町有地を全部利用するという、そういう考えに至らないのかということですよ。最終答弁、町長、どう思いますか、これは。

○議長（土屋 博君） 教育長、一応答弁して。

○教育長（佐藤 誠君） これ公民館の、一応、準備委員会とか、そういう相談の経緯の中で25台、あと上に12台ということで、また使い勝手のところで、将来的にも駐車場の必要云々ということも出てきたら、またその時点で駐車場の件は考えられるだろうということで、とにかく下と上と、それで使い勝手の中ではまず十分利便性のところで問題ないだろうという前提で計画を進めております。

今、議員がおっしゃる周辺の町有地も有効活用というのは、その管轄の課と相談しながらまた検討できるかなと思いますので、検討はだめだと一応おっしゃられたんですが、ちょっと検討事項ということで預らせてください。今回は、この予定で進めていきたいと、一応そういうことをございます。柔軟に駐車場の増のほうは、また対応できるかなと、そういうことも出てくるかなとは思いますが、きょうは、この提案でぜひお願いしたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） いや、納得できないんですよ。

こんなのは、素人に考えさせてもそんなことはあり得るはずがないんですよ、これは。そこが縦割り行政で、そういう町有地全体の有効活用という大前提がもう欠落しているんですよ。そういう状況でありながら、そういうお上手なこと言ってだめですよ。ここははっきり今のうちから計画変更すれば、あれでしょう、フェンスを町有地ぎりぎりにやって、それでこの防火水槽は町有地の中に入れて、そうすると、これだけまた広い駐車場だって使えるじゃないですか。それは後でまた検討しますという、そんな非能率的な行政のやり方がどこにありますか。そういうところが、そういう縦線の、あなた方の欠陥なんですよ。こういうところにあらわれているんですよ。そういませんか、町長。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 睦男議員はそう思うかもしれませんが、この三根公民館については地域住民も十分検討して、ここ駐車場が狭いというのは最初からの課題でした。消防のところに駐車したら、いざ、緊急車両はどうなるんですか。そういう意味で、防火水槽の周りは車をとめないような指導をしていますので、そういう部分は十分検討していますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうかな。それもだからおかしい話で、検討委員会が仮にそうあったとしてもですよ。これは、町有地と民有地の境界のところにフェンスを置いて、だから、消防法でそういういろんな取り決めがあるとしたら、そこの部分は、またいろいろ考慮することができんじゃないのか。最初から防火水槽があるから駐車してはいけないからということで、全ての防火水槽がそのようなあれになっていますか。それも計画……それじゃ、もう計画の段階からそこの部分があればいいんじゃないのか。町のほうからそういうような要望を出せばいいんですよ。

教育長は教育長で、今後検討しますなんていうのは、そんな上手なことを言って、町長は町長で、計画があって、そして消防法の取り決めもあるというようなことを言って、全然、それぞれがあれですよ、根拠の違うようなことを言って、これはできているということになりますよ。

○議長（土屋 博君） 6番、じゃ、もう一つ。

○6番（山下 崇君） ちょっとこの話は、睦男さん、大分不見識だなと。執行部もしっかり答えていただきたいと思います。

防火水槽の周りに車をとめるとかあり得ないから、そんな。もちろん、こんな人口が多い

ところで車なんかあったら、最近、坂下の人、鍵抜きますよ、中之郷だったらいざ知らず。鍵刺さっていますから動かさすけれども、東京の人が多くて、みんな車の鍵抜いちゃうのに。行って困るといふことがあるんですよ、実際に、車がとまっていて水槽が使えないといふことがある。これはごく当たり前ですよ。だから、恐らく三根で皆さん、住民と話し合いしたときに、恐らく消防団もいたでしょう。こういう話になったと思います。

だから、ここははっきり、防災上必要だからこういう設計になっていると答弁されればいと思います。睦男さんが、これは不見識だと私は思います。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 私は今消防委員をやっていないからそう言われてもしようがないんだけど、不見識だといふようなことを言われたんだけど、じゃ、それはあえて受けておきますが、それなら、そういうふうにならうべきなんですよ、あなた方は。教育課長も教育長も町長も消防長も。

○議長（土屋 博君） 法律でそうなっているもの。

○7番（菊池睦男君） うん。

不見識なことではなくて、車をとめてはいけないといふ、最初からそういうことを言いなさいよ。その根拠をまた示してほしい、後で。そして、防火水槽が全てそういうふうになっているのかということにもなりますし。

○議長（土屋 博君） 大丈夫だと言えればいいじゃないか。

教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 申しわけございません。私の不見識の部分があつて、駐車場が足りないという部分が将来出てきたら、それはまたその都度検討して、ほかの土地等を広げるような方策も出てくるんじゃないですかとお答えしたかったです。

防火水槽の周りにということまで私の知識が不足して、先ほどの答弁は防火水槽のほうに駐車場云々というのは考えられないということで、ちょっと先ほどの答弁は取り消させていただきます。必要があればまたほかのところの用地等も考えられるんじゃないですかということで、今はこの駐車場の台数で進めていきたいと、一応そういうことでございます。

以上です。

○議長（土屋 博君） よろしいですね。

8番。

○8番（岩崎由美君） ちょっと今駐車場のことに関連してなんですが、以前もこの設計図が出てきたときに言ったかもしれないんですけども、やはり、八丈とか、公的な施設をつくる時、どうしても駐車場が欲しいと。ただ、一方で、緑の条例で緑比率30%というのがどうしても必要だと。当然、そうすると緑の管理とか、将来的には、そういうコストもかかる。

八丈みたいなのは、やっぱり緑比率を、きょう東京都の方もいらっしゃっていますけれども、八丈単独では難しいかもしれませんが、例えば伊豆諸島とか、そういうところを連携して特例を設けられるような働きかけも今後していくべきではないかと思う。つくるたびに30%、緑いっぱいあるのに30%、やっぱりおかしいと思うんですよ。

だから、その辺は、これに関してはちょっともう無理だと。将来、それが変われば、この緑は撤去して、また新しいことはできるかもしれない。ですから、ほかの市町村と連携して、きっと奥多摩なんかもそういうことなんだろうと思うんですけども、ぜひ働きかけをしていただけたらなと思います。これは要望で結構です。

（発言する者あり）

○8番（岩崎由美君） じゃ、町長に。答弁をお願いします。

○議長（土屋 博君） 答弁求めますか。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 本当に、八丈で、こんな平らな平地が多いところで、こういう問題もありますので、先々週ですか、奥多摩行ってきましたけれども、山、崖のところと川っ縁と、本当にああいうところでは、大きい施設を計画したんですけども、横から見ると大きいんですけども、奥行きがないとか、そういう部分もありますので、ぜひ町村会のほうでも話してみたいなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第67号 三根公民館機械設備工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

○議長（土屋 博君） 審議に入る前に、日程第12の案件については、地方自治法第117条の規定により、12番、小澤一美君の退席を求めます。

（12番 小澤一美君 退席）

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 日程第12、議案第68号 大賀郷小学校プール改築工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただいまの図面の次でございます。

議案第68号 大賀郷小学校プール改築工事請負契約。

上記議案を提出する。

平成28年11月18日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

大賀郷小学校プール改築工事請負契約。

大賀郷小学校プール改築工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

- 1、契約の目的 大賀郷小学校プール改築工事
- 2、契約の方法 指名競争入札による契約
- 3、契約金額 金1億346万4,000円
- 4、契約の相手方 東京都八丈島八丈町三根181番地5

有限会社沖山興業

代表取締役 沖山建夫

5、支出科目につきましては、会計年度につきましては、平成28年度、29年度の2カ年事業となっております。科目については省略させていただきます。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本工事の工期につきましては、平成29年5月31日までとなっております。

工事内容につきましては、教育課長よりご説明いたします。

○議長（土屋 博君） 説明、教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 本工事につきましては、昭和53年に完成しました大賀郷小学校のプールが施設の老朽化により改築するものでございます。

次のページをお願いいたします。

工事につきましては、プール本体の解体工事、プール附属建物解体工事、プール本体の改築工事、更衣室やトイレ等の建設工事、外構工事になります。

プール本体につきましては、25メートルの5コースで、既存のプールを解体し、同じ場所に鉄筋コンクリート造の基礎、FRP材のプール槽を設置するものでございます。また、図の左下になりますが、既存のプール附属建物として、更衣室やトイレ、倉庫といったものを撤去し、99平方メートルのRC鉄筋コンクリート建ての更衣室、トイレ、管理室、機械室を設置します。裏面が更衣室や建物などの断面図と立面図になってございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第68号 大賀郷小学校プール改築工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

○議長（土屋 博君） 12番、小澤一美君の復席を求めます。

（12番 小澤一美君 復席）

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

よって、平成28年第一回八丈町議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時19分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年11月18日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 小 澤 一 美

署 名 議 員 水 野 佳 子